「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知方策について（案）

国土交通省

資料2

●広報誌、パンフレット、HPなどあらゆる媒体を通じた広報

・運送事業者団体の広報誌への掲載

・荷主団体の広報誌への掲載依頼

・埼玉運輸支局、埼玉労働局、埼玉県トラック協会等のHPへの掲載

●業界、団体及び関係機関と連携した周知の促進

・本協議会名による、荷主団体への文書によるガイドラインの周知

●関係機関が開催する会議等での周知及び情報提供

・埼玉労働局及び各労働基準監督署で開催している「働き方改革関連法にかかる説明会」におけるガイドラインの周知

●説明会、講習会及びセミナー等による普及促進

・荷主及び運送事業者向け講習会等における周知活動